## 18 そ の 他

#### 統計表を見る方のために

利用上の注意

#### 1 不服審查

この統計表は、平成16会計年度内における国税通則法及び行政不服審査法による不服申立ての事績を、①異議申立てと②審査請求とに分けて掲げたものである。

#### 2 訴訟事件

この統計表は、平成16会計年度内における賦課又は徴収関係(徴収及び滞納処分)に関連して国、国税局長又は税務署長を当事者又は参加人とする訴訟の事績について、①国側被告事件(賦課又は徴収関係)と②国側原告事件(徴収関係)に区分して掲げたものである。

なお、原告、被告の区分はすべて当該事件の第一審における原告、被告の区分によるものである。

3 直接国税犯則事件(杳察事件)

この統計表は、平成16年中における国税犯則取締法に基づく直接国税に係る犯則事件に対する処分(一審)の状況について掲げたものである。

#### 4 間接国税犯則事件

この統計表は、平成16会計年度内の国税犯則取締法に基づく間接国税に係る犯則事件に関する事績を、①検挙及び処理の状況、②通告処分及び履行状況、③酒税の違反行為別検挙の状況、④消費税、酒税以外の間接税の違反行為別検挙の状況を区分して掲げたものである。

#### 5 資料収集

この統計表は、平成16事務年度における法定資料、法定外資料の資料収集、不動産等の譲受けの対価の支払調書の提出監査状況を掲げたものである。

#### 6 税務相談

この統計表は、平成16会計年度内における相談及び苦情の受理の状況を掲げたものである。

7 青色申告会、法人会等の現況

青色申告会、法人会、酒類業組合及び間税会の組織状況を掲げたものである。

8 振替納税制度(申告所得税関係)の普及状況

平成16会計年度内における申告所得税の振替納税の普及状況を掲げたものである。

9 税理士

この統計表は、税理士試験の受験・合格者数等を掲げたものである。

10 平成10年以後、当分の間停止された税目の累年比較

この統計表は、平成10年以後、当分の間、課税が停止された税目の課税事績等を掲げたものである。

# 18-1 不服審査

#### (1) 異議申立て

	本	年 度 要	処 理 件	数	みかす		本
区 分	前年度未決繰越件数		ン立てた件数 不作為に係るもの	計	み な す 審査請求 件 数	みなす取下件数	取下件数
	件	件	件	件	件	件	件
平成12年度	47	361	_	408	4	_	20
13	70	265	_	335	_	_	15
14	67	270	_	337	12	_	12
15	52	340	_	392	8	_	18
16	213	142	_	355	_	_	21
(内訳)							
申告所得税	44	51	_	95	_	_	7
源泉所得税	1	13	_	14	_	_	5
法 人 税	47	21	_	68	_	_	1
相 続 税	5	20	_	25	_	_	2
贈与税	_	8	_	8	_	_	_
消 費 税	58	7	_	65	_	_	_
法人特別税等	_	_	_	_	_	_	_
地方消費税	58	7	_	65	_	_	_
酒税	_	_	_	_	_	_	_
徴収関係	_	15	_	15	_	_	6
計	213	142	_	355	_	_	21

調査対象等: 平成16年4月1日から平成17年3月31日までの間に国税通則法及び行政不服審査法に基づき「異議申立て」のなされた 用語の説明:1 **不作為**とは、行政庁が法令に基づく申請に対し、相当の期間内になんらかの処分その他公権力の行使に当たる行為

- 2 みなす審査請求とは、国税局長又は税務署長等が異議申立てを審査請求として取扱うことを適当と認め、かつ、異議でされた他の更正決定等に対し異議申立てがされたときに審査請求がされたものとみなされたものをいう。
- 3 **みなす取下げ**とは、異議決定を経ないで審査請求がされた場合に取り下げられたものとみなされた異議申立て及び みなされた審査請求をいう。
- 4 取下げとは、不服申立人が異議申立て又は審査請求を撤回したものをいう。
- 5 **却下**とは、不服申立ての要件を欠いているため審査の対象にならないと判定されたものをいう。
- 6 棄却とは、原処分を適法又は妥当と認め、不服申立てが認められなかったものをいう。
- 7 取消し又は変更とは、原処分の全部又は一部に違法又は不当を認め、原処分の全部又は一部を取消した判定をいう。

年 度	処	理	斉 件	数		1. Fr ph. 1. Vi.	
却下件数	棄却件数	全部取消件 数	一部取消件 数	変 更 そ の 他	計	本年度未決 繰 越 件 数	区 分
件	件	件	件	件	件	件	
4	273	3	34	_	334	70	平成 12 年度
16	198	_	39	_	268	67	13
9	224	2	26	_	273	52	14
3	133	_	17	_	171	213	15
5	181	_	25	_	232	123	16
							(内訳)
_	78	_	2	_	87	8	申告所得税
_	8	_	1	_	14	_	源泉所得税
_	36	_	17	_	54	14	法 人 税
_	6	_	3	_	11	14	相 続 税
2	4	_	_	_	6	2	贈与税
_	22	_	1	_	23	42	消 費 税
_	_	_	_	_	_	_	法人特別税等
_	22	_	1	_	23	42	地方消費税
_	_	_	_	_	_	_	酒 税
3	5	_	_	_	14	1	徴収関係
5	181	_	25	_	232	123	計

ものを掲げた。

をすべきにもかかわらず、これをしないことをいう。

申立人がそれに同意したとき、あるいは更正決定等について審査請求がされている場合に、その更正決定等に係る課税標準等につい

審査請求がされた日以前に異議申立てに係る処分の全部を取り消す旨の異議申立書の謄本を発している場合に取り下げられたものと

(2) 審査請求

	本	年 度	要処		数		本
区 分	前年度未決		求した件数	み な す 審査請求 件 数	計	みなす	取下件数
	繰越件数	処分に係るもの				取下件数	
	件	件	件	件	件	件	件
平成12年度	298	193	_	4	495	_	17
13	245	231	_	_	476	_	39
14	228	177	_	12	417	_	32
15	229	126	_	8	363	_	3
16	148	189	_	_	337	_	16
(内訳)							
申告所得税	15	68	_	_	83	_	15
源泉所得税	2	9	_	_	11	_	_
法 人 税	59	40	_	_	99	_	_
相 続 税	_	5	_	_	5	_	_
贈与税	2	4	_	_	6	_	_
消費税	38	21	_	_	59	_	_
法人特別税等	12	_	_	_	12	_	_
地方消費税	20	21	-	_	41	_	-
酒税	_	1	_	_	1	_	1
徴収関係	_	20	_	_	20	_	_
計	148	189	_	_	337	_	16

調査対象等: 平成16年4月1日から平成17年3月31日までの間に国税通則法及び行政不服審査法に基づき「審査請求」のなされたも

年 度	処	理	済 件	数			
却下件数	棄却件数	全部取消件 数	一部取消件 数	変 更	計	本年度未決 繰 越 件 数	区 分
件	件	件	件	件	件	件	
7	215	2	9	_	250	298	平成 12 年度
24	141	6	38	_	248	245	13
13	127	2	14	_	188	228	14
48	80	53	31	_	215	148	15
18	157	3	23	_	217	120	16
							(内訳)
_	30	_	11	_	56	27	申告所得税
_	2	_	_	_	2	9	源泉所得税
_	53	1	12	_	66	33	法 人 税
_	4	_	_	_	4	1	相 続 税
_	4	2	-	_	6	_	贈 与 税
_	34	_	_	_	34	25	消 費 税
_	_	_	_	_	_	12	法人特別税等
_	30	_	_	_	30	11	地方消費税
_	_	_	_	_	1	_	酒税
18	_	_	_	_	18	2	徴 収 関 係
18	157	3	23	_	217	120	計

のを掲げた。

### 18-2 訴 訟 事 件

#### (1) 国側被告事件

(1)		双口爭			事件区分					本		年	J	变	終	Ç.	結		件	1	 数		
	<u> </u>	分		前年度末	の変更等	本 年 度	取	下	却	下	玉	側	玉	側部	玉	側	差	戻	和	解			本年度末
	_	),		係属件数	iの 調 整 件 数	提起件数		쌄	件	数	勝	-r	勝件	訴	敗	訴	件			数	その他	計	係属件数
( <del>***</del> _	-審)			件	件	件	-	件		件		件	11	数件		件		件		件	件	件	件
(寿-	- <b>番)</b> ∫所	得 ≉	锐	2	11	5 5		11		14		14		14		1+		14		14	11	11	7
	法		光锐	5		6						3									1	4	7
am.	<b>公</b>		光锐			O						3									1	3	
課税	消		光锐	4		_																	1
関係				1		_						1										1	_
DIN	酒		锐	_	_	_		_				_				_				_		_	_
	そ		也	2	_	1						1				_				_	_	1	2
	<i>C/-</i>	計	и.	14	_	12		_				8				_		_			1	9	17
		政事化		1	_	_						1				_					_	1	_
徴		行停」		_	_	_		_		_		_		_		_		_		_	_	_	_
収人		害賠信		_	_	_		_		_		_		_		_		_		_	_	_	_
係		0他民		_	_	1		1				_				_		_		_	_	1	_
	間	易事(	牛	_	_	_		_				_				_		_		_	_	_	_
	^	計		1	_	1		1				1								_	_	2	
	合 ( <b>作審</b> )	計		15	_	13		1		_		9		_		_		_		_	1	11	17
(控制	<b>小番)</b> (所	得 和	锐		_	_																	_
	法		光锐	1	_	2						2										2	2
<b>⇒</b> m	<b>公</b>		光锐	1		3				1		۷											2
課税	消		光锐	_		1				1												1	_
関係	酒		光锐			_																	_
	旧そ		光			_																	_
	\	<b>計</b>	먠	1		4				1		2										3	2
	( )	■1 政事(	'A-	'						1		_										_	
		政 爭 1 行 停 」		_		1						1		_								1	_
徴				_	_	_								_				_				_	_
収く		害賠信		_		_								_				_				_	_
関係		の他民		_		_				-				_								_	_
	間	易事 信	+	_	_	_						_		_				-				_	_
	^	計		_	_	1		_		7		1				_					_	1	_
	<u> </u>	計		1		5		_		1		3		_		_		_		_	_	4	2

調査対象等: 平成16年4月1日から平成17年3月31日までの間における国税の賦課又は徴収関係に関する訴訟事件について掲げた。

用語の説明:1 **取下げ**とは、原告が訴えを撤回したものをいう。

- 2 却下とは、訴訟要件又は上訴の要件が具備されていないため不適法として排斥されたものをいう。
- 3 **差戻し**とは、上級審で原判決を取り消した場合に、審査をやり直させるため改めて控訴審又は第一審に移審されたものをいう。
- 4 和解とは、争っている当事者が互いに譲歩して争いをやめたものをいう。

					<b>東州区八</b>				本	÷	年	度	ŧ	終	結	ſ	件	数		
1	<u> </u>	分		前年度末	事件区分の変更等	本 年 度	取	下刦	1 下	玉	側	国(	則国	側	差		和 角	1		本年度末
	_	73		係属件数	lの 調 整 件 数	提起件数	件	数 件	: 数	勝件		一勝	部訴数 敗件	数	件	数化	生 娄	その他	計	係属件数
(上台	- (審	ı		件	件	件		‡	件		件		数 ··· 牛	件		件	· 4		件	件
	- <b>-</b> / / 所		兑	_		_	-	_	_		_	-	_	_			_		_	
	法		兑	3	_	2	-	_	_		1	-	_	_		_	_	-	1	4
課	資	産	兑	1	_	1	-	-	_		1	=	-	_		-	_	-	1	1
税人	消	費	兑	_	_	_	-	-	_		_	-	-	_		-	_	-   -	_	_
係	酒	#	兑	_	_	_	-	-	_		_	-	_	_		_	_	-   -	_	_
	そ	の(	也	1	_	_	-	-	_		1	-	-	_		-	_	-	1	_
		計		5	_	3	-	-	_		3	-	-	_		-	_	-	3	5
	(行	政 事 位	4	_	_	_	-	-	_		_	-		-		-	_	-	_	_
徴	l	行停」		_	_	_	-	-	_		_	=	-	_		-	-	-	_	_
収)		害賠付		_	_	_	-	-	_		_	-	-	-		_	_	-	_	_
関係		の他民		_	_	_	-	-	_		_	=		-		_	_	-	_	_
	簡	易事作	牛	_	_	_	-	-	_		-	-	-	-		-	_	-   -	_	_
		計 		_	_	_	-	-	_		_	-	-	_			_	-	_	_
	合 7. Dil .	計		5	_	3		1	_		3		_	_		4			3	5
(番番	双列7 (所	<b>合計)</b> 得 <sup>利</sup>	兑	2	_	5														7
	/ <sup>[]</sup> 法		光锐	9		11					6	_		_			_	- 1	7	13
課	資		光锐	5	_	2	_		1		4	_		_					5	2
税	消		兑	1	_	_	_		_		1	_		_		_	_		1	_
関係	酒		兑	_	_	_	_	_	_		_	-		_		_	_		_	_
	そ		也	3	_	1	_	_	_		2	-	_	_		_	_		2	2
		計		20	_	19	-	_	1		13	-	_	_		_	_	- 1	15	24
	(行	政 事 個	牛	1	_	1	-	-	_		2	-	_	_		_	_	-   -	2	_
Zilef	執	行停」	止	_	_	_	-	-	_		_	-	-	_		-	_	-	_	_
徴収力	損	害賠信	賞	_	_	_	-	-	_		_	-		_		-	_	-   -	_	_
収関係	そ	の他民	事	_	_	1	1		_		_	-	-	_		-	_	-	1	_
IVIN	簡	易事作	牛	_	_	_	-	-	_		_	-	-	-		-	_	-	_	_
		計		1	_	2	1		_		2	-	-	_		-	_	-	3	_
1	合	計		21	_	21	1		1		15	-	-	_		-	_	- 1	18	24

#### (2) 国側原告事件

(2)	国側	原告事	14年															
					事件区分				本	年	度	終	結	件	数			
	D.	$\wedge$		前年度末	尹仲区分の変更等	本 年 度	取下げ	刦	下国	側	国側	国 側	差戻し	和	鱼星			本年度末
	区	分		係属件数	の変調を割り	提起件数	件数	-1-	勝	訴	一部縣訴	敗 訴			その	の他	計	係属件数
					件 数		件数	件	数件	訴 数	件数	件数	件 数	件	数			
(第	一審)			件	件	件	件	,	件	件	件		件	1	件	件	件	件
詐	害	行	為	_	_	_	_		_	_	_	_	_	-	_	_	_	_
名	義	変	更	_	_	_	_		_	_	_	_	_	-	_	_	_	_
債	権	取	立	_	_	_	_		-	_	_	_	_	-	_	_	_	_
そ	の他	. 民	事	_	_	_	_		_	_	_	_	_	-	_	_	_	_
簡	( 支	払 命	令	_	_	_	_		-	_	_	-	_		-	_	_	_
易	保	全 処	分	_	_	_	_		-	_	_	_	_		-	_	_	_
事件	強	制執	行	_	_	_	_		_	_	_	_	_	-	-	-	_	_
17	そ	$\mathcal{O}$	他	_	_	1	_		_	_	_	_	_	-	-1	1	1	_
	` Ħ	<u> </u>				1			_	_			_			1	1	_
(控	訴審)																	
詐	害	行	為	_	_	_	_		-[	_	_	-	_		-	_	_	_
名	義	変	更	_	_	_	_		_	_	_	_	_	-	-	_	_	_
債	権	取	立	1	_	_	_		-	-	_	-	_		1	-	1	_
そ	の他	民	事	_	_	_	_		_	_	_	_	_	-	-	_	_	_
簡		払 命		_	_	_	_		-	_	_	_	_		-	-	_	_
易	,	全 処			_	_	_		_	_	_	_	_	-	-	_	_	_
事件	強	制執	行	_	_	_	_		_	_	_	_	_	-	-	_	_	_
' '	くそ	$\mathcal{O}$	他	_	_	_	_		_	_	_	_	_	-	-	_	_	_
	큠			1	_	-	_			_	_	_	_		1	_	1	_
	告審)																	
詐	害	行	為		_	_	_		-	_	_	_	_	-	-	_	_	_
名	義	変	更		_	_	_		-	_	_	_	_	-	-	_	_	_
債	権	取	<u>1</u>		_	_	_		-	_	_	_	_	-	-	_	_	_
1	の他		事		_	_	_		-	_	_	_	_	•		_	_	_
簡	支 //				_	_	_		-	-	_	-	-	•	-	-	_	_
簡易する	,	全 処			_	_	_		_	_	_	_	_	-	_	-	_	_
事件		制 執			_	_	_		_	-	_	-	-	-	_	_	_	_
	く -	の	他	_	_	_	_		-	_	_	-	_	•	_	_	_	_
/=-	함 <del></del>			_	_	_	_	<u> </u>	$\dashv$	_	_		_		$\downarrow$	_		_
	級別合		ᅶ															
詐	害	行亦	為		_	_	_		_		_	_	_	-	_	_	_	_
名	義	変	更		_	_	_		_	_	_	_	_		_	_	_	_
債っ	権	取	立		_	_	_			_	_	_	_		1	_	1	_
そ	の ( ±		事		_	_	_			_	_	_	_	•	_	_	_	_
簡		払命の			_	_	_			_	_	_	_		_	_	_	_
易事	,	全処			_	_	_		_	_	_	-	_		_	_	_	_
件		制執			_	_	_			_	_	_	_		_	_	_	_
	\	の L	他		_	1	_			_	_	_	_		_	1	1	_
	計	Γ		1	_	1	_			_		_	_		1	1	2	_

調査対象等: 平成16年4月1日から平成17年3月31日までの間における国税の徴収関係に関する訴訟事件について掲げた。

# 18-3 直接国税犯則事件(査察事件)

#### (1) 起訴事件数

		起	訴	事	件	
区 分	前年からの	起訴件数の	左	. O	内	訳
	繰越未決件数	合 計	有 罪 件 数	無罪件数	公訴権消滅件数	未決件数
	件	件	件	件	件	件
申告所得税	-	_	_	_	_	_
法 人 税	1	5	6	_	_	_
その他	3	1	1	_	_	3
숌 計	4	6	7	_	_	3

調査期間: 平成16年1月1日から平成16年12月31日までの間における事績を示したものである。

#### (2) 有罪に係る人員及び金額

	<del></del> 分	<ul><li>懲役刑を</li><li>科せられた</li></ul>		罰		金
区	77	ものの人員	人	員	金	額
		人	内	人(社)		千円
申告原	所得税	_	_	_		_
法	人税	3	1	5		73,000
その	り他	1	1	1		50,000
合	計	4	2	6		123,000

(注) 内書は、懲役刑に罰金刑を併科されたものである。

#### (3) 犯則者違反行為別件数

区 分	該当条項	件数
		外 件
申告所得税	第 238 条	
IJ	第 244 条	
法 人 税	第 159 条	- 6
IJ	第 164 条	外6 —
その他	ほ脱犯規定	- 1
合 計		外6 7

- (注)1 この表は、「(1)起訴事件数」の「有罪件数」欄の内訳を示したものである。
  - 2 外書は、ほ脱犯規定の適用のほかに、両罰規定も適用された件数である。

### 18-4 間接国税犯則事件

#### 

(1) 快争/	文の処理の状況											
					酒							税
区		分		免 i	午 有	者						則者が
		•	酒製	類 造 者	酒 販 売	類 業者	非组	色許者	小	計	判りも	引しない の
			外	件	外	件	外	件	外	件	外	件
要件	∫ 前年度からの縛	桑越処理未済	-	_	_	_	_	_	_	_	_	_
型 型数 型数	検	挙	-	_	_	_	_	_	_	_	_	_
	(通 告	処 分		_	_	_	_	_	_	_	_	_
	告 発 収	税官吏	-	_	_	_	_	_	_	_	_	_
処理	告 発 そ そ	の他	-	_	_	_	_	_	_	_	_	_
処 理 済 件 数	不問	処 分	-	_	_	_	_	_	_	_	_	_
件 数	通 知	処 分	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
	不 告	発	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
	↓ 処分前公言	訴権消滅	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
本 年	度末処理差	未 済 件 数	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
				千円		千円		千円		千円		千円
犯具	則に係る	る 税 額		_		_		_		_		_
通告	処分罰科会	金相当額		_	_			_	_	_		_

ы ./.		不	i 1	由	ガ フ	<b>ર</b> ર્	锐		石		油	7	兑	た	ばこ
分	Ī	ほ脱	犯犯	秩	序 犯		計	ほり	脱犯	秩	序犯		計	ほ儿	兑 犯
		外	件	外	件	外	件	外	件	外	件	外	件	外	件
要件 ∫ 前年度からの繰越処理未済		_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
型数 検 挙		_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	-	_
(通告処分		_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	-	_
4 ₹ ∫収税官吏		_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
処性を発えるの他		_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
済 不 問 処 分		_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
<ul><li>処理</li><li>活をの他</li><li>海体</li><li>が出り</li><li>がります。</li><li>がります。</li><li>がります。</li><li>がります。</li><li>がります。</li><li>がります。</li><li>がります。</li><li>がります。</li><li>がります。</li><li>がります。</li><li>がります。</li><li>がります。</li><li>がります。</li><li>がります。</li><li>かります。</li><li>かります。</li><li>かります。</li><li>かります。</li><li>かります。</li><li>かります。</li><li>かります。</li><li>かります。</li><li>かります。</li><li>かります。</li><li>かります。</li><li>かります。</li><li>かります。</li><li>かります。</li><li>かります。</li><li>かります。</li><li>かります。</li><li>かります。</li><li>かります。</li><li>かります。</li><li>かります。</li><li>かります。</li><li>かります。</li><li>かります。</li><li>かります。</li><li>かります。</li><li>かります。</li><li>かります。</li><li>かります。</li><li>かります。</li><li>かります。</li><li>かります。</li><li>かります。</li><li>かります。</li><li>かります。</li><li>かります。</li><li>かります。</li><li>かります。</li><li>かります。</li><li>かります。</li><li>かります。</li><li>かります。</li><li>かります。</li><li>かります。</li><li>かります。</li><li>かります。</li><li>かります。</li><li>かります。</li><li>かります。</li><li>かります。</li><li>かります。</li><li>かります。</li><li>かりまする。</li><li>かりまする。</li><li>かりまする。</li><li>かりまする。</li><li>かりまする。</li><li>かりまする。</li><li>かりまする。</li><li>かりまする。</li><li>かりまする。</li><li>かりまする。</li><li>かりまする。</li><li>かりまする。</li><li>かりまする。</li><li>かりまする。</li><li>かりまする。</li><li>かりまする。</li><li>かりまする。</li><li>かりまする。</li><li>かりまする。</li><li>かりまする。</li><li>かりまする。</li><li>かりまする。</li><li>かりまする。</li><li>かりまする。</li><li>かりまする。</li><li>かりまする。</li><li>かりまする。</li><li>かりまする。</li><li>かりまする。</li><li>かりまする。</li><li>かりまする。</li><li>かりまする。</li><li>かりまする。</li><li>かりまする。</li><li>かりまする。</li><li>かりまする。</li><li>かりまする。</li><li>かりまする。</li><li>かりまする。</li><li>かりまする。</li><li>かりまする。</li><li>かりまする。</li><li>かりまする。</li><li>かりまする。</li><li>かりまする。</li><li>かりまする。</li><li>かりまする。</li><li>かりまする。</li><li>かりまする。</li><li>かりまする。</li><li>かりまする。</li><li>かりまする。</li><li>かりまする。</li><li>かりまする。</li><li>かりまする。</li><li>かりまする。</li><li>かりまする。</li><li>かりまする。</li><li>かりまする。</li><li>かりまする。</li><li>かりまする。</li><li>かりまする。</li><li>かりまする。</li><li>かりまする。</li><li>かりまする。</li><li>かりまする。</li><li>かりまする。</li><li>かりまする。</li><li>かりまする。</li><li>かりまする。</li><li>かりまする。</li><li< td=""><td></td><td>_</td><td>_</td><td>_</td><td>_</td><td>_</td><td>_</td><td>_</td><td>_</td><td>_</td><td>_</td><td>_</td><td>_</td><td>_</td><td>_</td></li<></ul>		_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
不告発		_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
処分前公訴権消滅		_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
本年度末処理未済件数		_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
			千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円
犯 則 に 係 る 税 額			-		_		_		_		_		_		-
通告処分罰科金相当額		_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_

調査対象等: 平成16年4月1日から平成17年3月31日までの間における間接国税の犯則事件について示した。

用語の説明:1 **通告処分**とは、犯則者に対し罰科金に相当する金額、没収品等を納付すべき旨を通告したものをいう。

- 2 通知処分とは、犯則の心証を得なかったものについてその旨を通知したものをいう。
- 3 不問処分とは、犯則の心証を得たが軽微な犯則事件等で、通告処分又は告発を行わなかったものをいう。
- 4 収税官吏とは、犯則事件の調査のため、質問、検査、領置、臨検、捜索、差押等を行うことができる国税職員をいう。
- (注) 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者を示す。

				揮		発		油		税						
	計		ほ	脱	犯	秩	序	犯		計		地方道路税		区		分
外		件	外		件	外		件	外	件	外	件				
_		-	_		_	_		_	_	_	-		前	年度からの繰越処理	<b>是未済</b>	要件
_		_	_		_	_		_	_	_	-		検		挙,	<b>▶</b> 処 理数
_		-	_		_	_		_	_	_	-		通	告 処	分	)
_		-	_		_	_		_	_	_	-		収	税官吏	発	
_		_	_		_	_		_	_	_	-		そ	の他」「	76	
_		-	_		_	_		_	_	_	-		不	問 処	分	済供
-		-	_		_	_		_	_	_	-		通	知 処	分	数 数
-		_	_		_	_		_	_	_	-		不	告	発	
_		_	_		_	_		_	_	_	-		処	分前公訴権	消滅.	)
_		-	_		_	_		_	_	_	-		本	年 度 末 処 理	未済	件 数
	Ŧ	-円			千円			千円		千円		千円				
		-			_			_		_		_	犯	則に係	る	锐 額
_	-	_	_		_	_		_	_	_	-		通	告 処 分 罰 科	金 相	当 額

_	たば	工特別和 計	锐	取引	所税	印》	紙 税		空機		開発 進 税	合	計	区分	
大	力化	ĦΤ						731/4 -1			<u> </u>				
外	件	外	件	外	件	外	件	外	件	外	件	外	件	1	
-	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	前年度からの繰越処理未済し要件	
_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_		
-	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	. 通 告 処 分	
-	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	- 収税官吏}告発	
-	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	-   その仙   2	
-	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	理   - 不 問 処 分 済   - 通 知 处 分 数	
-	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	- 通 知 処 分 数	
-	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	不 告 発	
-	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	処分前公訴権消滅)	
-	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	本年度末処理未済件数	
	千円	=	千円		千円		千円		千円		千円		千円		
	_		_		_		_		_		_		_	- 犯 則 に 係 る 税 額	
	_	_	_	_	=	_	_	_	=	_	_	_	_	通告処分罰科金相当額	

#### (2) 通告処分及び履行状況

					酒			税		
	区	分	免	1111	午 者		非免	許 者	計	
			酒類等數	以 造者	酒類販	売業者	7年 光	計 有	訂	
			外	件	外	件	外	件	外	件
要	前年度からの繰越	履行未済	_	_	_	_	_	_	_	_
要履行件数	通告	业 分	_	_	_	_	_	_	_	_
数	計		_	_	_	_	_	_	_	_
	(通告不履行に。	よる告発	_	_	_	_	_	_	_	_
復 行 安	通告後公訴	権消滅	_	_	_	_	_	_	_	_
履行等件数	通 告 原	爱 行	_	_	_	_	_	_	_	_
35	計		_	_	_	_	_	_	_	_
本年	下度末履行未	済 件 数	_	_	_	_	_	_	_	_
				千円		千円		千円		千円
通台	告履行罰科金	相 当 額	_	_	_	_	_	_	_	_

	区	分		石	油 カ	ブ ス	税			石	油	1	税	
		カ 	ほ脱	犯	秩序	产犯	章	ŀ	ほ肪	犯	秩序	犯	計口	ŀ
			外	件	外	件	外	件	外	件	外	件	外	件
要	前年度からの	繰越履行未済	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
要履行件数	通告	処 分	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	-
数		Ħ	-	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
	(通告不履行	こよる告発	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
履行	通告後公	訴 権 消 滅	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
履行等件数	通告	履行	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
奴		Ħ	-	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
本名	平度末履行	未済件数	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
				千円		千円		千円		千円		千円		千円
通台	占履行罰科	金相当額	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	-

調査対象等: 平成16年4月1日から平成17年3月31日までの間における間接国税の犯則事件について示した。

用語の説明: 不履行とは、通告処分を履行しなかったものをいう。

(注) 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者を示す。

	揮	発	油	税			
ほ	脱 犯	秩	序犯	計		区	<b>ì</b>
外	件	外	件	外	件		
_	_	_	_	_	_	前年度からの繰越履行未済	要
_	_	_	_	_	_	通 告 処 分	要履行件数
_	_	_	_	_	_	計	数
_	_	_	_	_	_	通告不履行による告発	尼
_	_	_	_	_	_	通告後公訴権消滅	行
_	_	_	_	_	_	通告覆行	履行等 件 数
_	_	_	_	_	_	計	<i>&gt;&gt;</i> \
_	_	_	_	_	_	本年度末履行未済作	牛 数
	千円		千円		千円		
_	_	_	_	_	_	通告履行罰科金相	当 額

		た	ば	ل	税		合	計	区	分
ほ	脱	犯	秩 序	犯	計			рI		)J
外		件	外	件	外	件	外	件		
	_	_	_	_	_	_	_	_	前年度からの繰	越履行未済)要
	_	_	_	_	_	_	_	_	通告	越履行未済 要 履
	_	_	_	_	_	_	_	_	計	<b>人</b> 数
	_	_	_	_	_	_	_	_	通告不履行	
	_	_	_	_	_	_	_	_	通告後公訓	斥権 消 滅 行
	_	_	_	_	_	_	_	_	通告	斥権消滅   履行等   件数
	-	-	_	_	_	_	_	_	計	) **
	_	_	_	_	_	_	_	_	本年度末履	计 未 済 件 数
		千円		千円		千円		千円		
	_	_	_	_	_	_	_	_	通告履行罰	引科 金 相 当 額

#### (3) 酒税の違反行為別検挙の状況

	IDID	100 ED										免	ļ			許				者	
	区		分			酒	類	製	造	者			酒長	<b>ま・</b> もろ	み製え	告者		酒	類 卸	売 業	者
					件	数	犯	則數	女 量	税	額	件	数	犯則	数 量	税額	件	数	犯則	数 量	税額
					外	件		1	kg	11	千円	外	件	1	kg	千円	外	件	1	kg	千円
第		54		条	_	_		-	_		_	_	-	_	_	_	_	_	_	_	_
第		55		条	_	_		-	_		_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
第:	56条第	第1項	第 1	号	_	_		-	_		_	_	-	_	_	_	_	_	_	_	_
	IJ		第 2	2 号	_	_		_	_		_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
	IJ		第3	号	_	_		_	_		_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
	IJ		第4	号	_	_		_	_		_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
	IJ		第 5	5 号	_	_		-	_		_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
	IJ		第6	; 号	_	_		-	_		_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
	IJ		第 7	' 号	_	_		_	_		_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
第		58		条	_	_		_	_		_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
第		59		条	_	_		-	_		_	_	-	_	_	_	_	_	_	_	_
第		60		条	_	_		-	_		_	_	-	_	_	_	_	_	_	_	_
	合		計		_	-		-	_		-	_	-	_	_	_	_	_	_	-	_
犯 し	則 a	<b>皆</b> がい	判 も	明の	_	_		-	_		_	_	_	_	-	_	_	_	_	_	_

- (注)1 「(1)検挙及び処理の状況」について、違反行為別検挙の状況を示したものである。
  - 2 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者を示す。

#### (4) 酒税以外の間接税の違反行為別検挙の状況

	揮	発	油	税	地	方 道 路	税	石》	由ガス	税	石	油	税	た	ばこ	税
該	当	条	項	件数	該 当	条 項	件数	該 当	条 項	件数	該 当	条 項	件数	該当	条 項	件数
				件			件			件			件			件
第 2 第 1	7条.項	第	1 号	_	第 15 条 第 1 項	第1号	_	第 28 条 第 1 項	第1号	_	第 24 条 第 1 項	第1号	_	第 28 条 第 1 項	第1号	_
1)	'	第	2 号	_	"	第2号	_	"	第2号	_	"	第2号	_	"	第2号	_
第 2	8条	第	1 号		第 15 条	E Ø 2	_	第 29 条	第1号	_	第 25 条	第1号	_	第 29 条	第1号	_
1)	'	第	2 号	_				"	第2号	_	"	第2号	_	"	第2号	_
1)	'	第	3 号	_				"	第3号	_	第 26 条	第1号	_	第 30 条	第1号	_
第 2	9 号	第	1 号	_				第 30 条	第1号	_	"	第2号	_	"	第2号	_
1)	'	第	2 号	_				"	第2号	_	"	第3号	_	"	第3号	_
1)	'	第	3 号	_				"	第3号	_	"	第4号	_	"	第4号	_
1)	'	第	4 号	_				"	第4号	_						
	合	ħ	t	_	合	計	_	合	計	_	合	計	_	合	計	_

(注) 「(1)検挙及び処理の状況」について、違反行為別検挙の状況を示したものである。

	酒类	類 小 売	業	者	非	免	許	者			計			左の 入酒	計のうち類に係る	o 密 輸 るもの	区		分
件		犯則数		税額	件数	犯則数	) 量	税額	件	数	犯則数	量	税額	件数	犯則数量	税額			
外	件	1	kg	千円	外件	1	kg	千円	外	件	1	kg	千円	件	1	千円			
-	_	_	-	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	第	54	条
_	_	_		_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	第	55	条
_	_	_	-	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	第56	条第1	項第1号
_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_		11	第2号
_	_	_	-	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_		11	第3号
-	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_		"	第4号
-	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_		"	第5号
_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_		11	第6号
-	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_		"	第7号
_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	第	58	条
_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	第	59	条
	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	第	60	条
-	-	_	_	_	_	_	_	_	_	-	_	_	_	_	_	_	合		計
-	_	_	_		_	_	_	_		_	_	_		_	_	_	犯 し 7	リ者 か な い	i 判 明 も の

取 引 所	税	印	紙	税	航 空	機燃料	税	電源	開発促炎	進 税
該 当 条 項	件 数	該当	条 項	件 数	該 当	条 項	件 数	該 当	条 項	件 数
	件			件			件			件
第14条 第 1 項	_	第 22 条 第 1 項	第1号	_	第 20 条 第 1 項	第1号	_	第13条 第 1 項		_
第 15 条 第1号	_	"	第2号	_	"	第2号	_	第 14 条	第1号	_
n 第2号	_	第 23 条		_	第 21 条	第1号	_	"	第2号	_
		第 24 条		_	"	第2号	_	"	第3号	_
		第 25 条	第1号	_	"	第3号	_			
		"	第2号	_						
		"	第3号	_						
		"	第4号	_						
		第 26 条	第1号	_						
		"	第2号	_						
合 計	_	合	計	_	合	計	_	合	計	_

# 18-5 資料収集

### (1) 法定資料、法定外資料の資料収集

		法	定資	料			
区 分(事務年度)	給与源泉 徴 収 票	利 子 支払調書	配 当 支払調書	その他	計	法定外資料	合 計
	千枚	千枚	千枚	千枚	千枚	千枚	千枚
平成12年度	467	89	46	726	1,328	1,323	2,651
13	483	59	24	708	1,273	929	2,202
14	447	29	73	768	1,317	1,164	2,481
15	444	30	61	889	1,424	1,068	2,492
16	435	31	71	794	1,331	910	2,241

資料: 課税総括課調

#### (2) 不動産等の譲受けの対価の支払調書の提出監査状況

区 分 (事務年度)	提出者数	監 查 対象者数	非 違 の あ っ た 監査対象者	非 違 っ た 数 延	監査1件 当 た り 非違枚数	割	合
	1	2	3	4	4/3	2/1	3/2
	件	件	件	枚	枚	%	%
平成12年度	3,251	65	6	10	2	2.0	9.2
13	1,800	53	17	173	10	2.9	32.1
14	1,074	33	6	12	2	3.1	18.2
15	972	9	1	2	2	0.9	11.1
16	999	147	_	_	-	14.7	-

資料: 課税総括課調

# 18-6 税 務 相 談

税務相談の受理状況

区	分	所得税	法人税	資 産 税	間接税	徴 収	その他	計	前年比
		件	件	件	件	件	件	件	%
平成	12年度	66,982	2,850	39,843	2,224	1,411	5,761	119,071	87.1
	13	68,630	3,244	45,517	2,702	1,366	7,138	128,597	108.0
	14	90,317	3,219	51,611	3,156	2,351	9,309	159,963	124.4
	15	71,364	3,346	63,782	5,478	1,814	12,031	157,815	98.7
	16	67,695	3,343	53,316	5,400	1,535	9,035	140,324	88.9
( 内	訳 )								
徳	島	12,918	656	10,353	1,016	231	1,634	26,808	82.2
丸	亀	6,352	158	5,778	562	189	757	13,796	97.3
松	山	17,392	582	13,695	824	359	1,914	34,766	95.8
今	治	5,161	137	3,797	389	54	466	10,004	131.2
高	知	8,080	457	7,972	765	244	1,230	18,748	71.9
,	局	17,792	1,353	11,721	1,844	458	3,034	36,202	88.2
合	計	67,695	3,343	53,316	5,400	1,535	9,035	140,324	88.9

資料: 税務相談室調

## 18-7 青色申告会、法人会等の現況

#### (1) 青色申告会(平成16年6月30日現在)

区分	青色申告会数	会 員 数	加入割合
	会	人	%
徳島県	57	5,078	23.7
香川県	44	7,487	21.1
愛媛県	79	16,419	37.6
高知県	52	5,149	23.8
合 計	232	34,133	27.9

(注)1 上部組織として署、県及び四国単位の連合会がある。 (注)1 上部組織として県及び四国単位の連合会がある。

2 加入割合 =  $\frac{$  加入会員数}{青色申告者数}  $\times$  100 2 加入割合 =  $\frac{$  加入法人数}{ 法人数}  $\times$  100

(2) 法人会(平成16年6月30日現在)

区分	法人会数	加入法人数	加入割合
	会	社	%
徳島県	6	9,498	57.1
香川県	6	13,356	58.4
愛媛県	8	15,705	56.7
高 知 県	6	7,066	54.7
合 計	26	45,625	56.9

#### (3) 酒類業組合(平成16年4月1日現在)

(6) 旧规未配百(十成10十五)111万元(1)									
□ /\	酒 造	組合	卸 酒 貝	坂 組 合	小 売 酒 販 組 合				
区分	組 合 数	組合員数	組 合 数	組合員数	組 合 数	組合員数			
	組合	人(社)	組合	人(社)	組合	人(社)			
徳島県	1	37	1	9	7	1,078			
香川県	1	16	1	18	6	1,294			
愛媛県	9	59	1	29	9	1,823			
高 知 県	1	19	1	17	6	1,280			
合 計	12	131	4	73	28	5,475			

(注) 愛媛県酒造組合及び各県の小売酒販組合には、上部組織としてそれぞれ県連合会がある。

#### (4) 間税会(平成16年5月31日現在)

区分	単位会数	会 員 数
	会	人
徳島県	6	1,089
香川県	6	1,942
愛媛県	8	3,530
高知県	6	1,538
合 計	26	8,099

(注) 上部組織として、県及び四国単位の連合会がある。

# 18-8 振替納税制度(申告所得税関係)の普及状況

				告 所 得 税	(第2期)	分 )		告 所 得 税	(第3期)	分 )
区		分	第 2 期 分 納 税 人 員	振替納税利用人員	振 替 利	用割合	第3期分納税人員	振替納税利用人員	振替利	用割合
			1	2	2/1	前年同期		4	4/3	前年同期
			人	人	%	%	人	人	%	%
(	徳	島	3,794	3,382	89.1	89.4	16,876	11,392	67.5	70.6
	鳴	門	1,682	1,553	92.3	90.7	7,204	4,683	65.0	70.8
徳	阳	南	717	634	88.4	88.7	4,595	3,196	69.6	71.8
島〈	JII	島	448	407	90.8	89.5	2,853	1,959	68.7	72.4
県	脇	町	233	211	90.6	93.3	1,558	1,071	68.7	71.0
	池	田	272	256	94.1	93.4	1,913	1,466	76.6	79.0
\		計	7,146	6,443	90.2	89.9	34,999	23,767	67.9	71.4
(	高	松	5,144	4,626	89.9	90.2	24,102	17,206	71.4	74.2
	丸	亀	1,392	1,266	90.9	92.6	9,246	6,668	72.1	73.7
香	坂	出	1,185	1,077	90.9	90.6	7,492	5,100	68.1	69.6
ЛΙ	観	音 寺	1,078	1,013	94.0	94.6	8,058	6,389	79.3	80.0
県	長	尾	602	573	95.2	94.7	4,686	3,480	74.3	76.2
	土	庄	261	255	97.7	97.3	1,695	1,418	83.7	85.9
\		計	9,662	8,810	91.2	91.5	55,279	40,261	72.8	74.9
	松	山	6,069	5,350	88.2	88.5	31,112	22,088	71.0	72.2
	今	治	1,527	1,358	88.9	89.8	8,620	5,969	69.2	72.9
	宇	和 島	911	859	94.3	94.1	5,348	3,991	74.6	75.5
愛	八	幡 浜	649	623	96.0	96.2	4,925	3,920	79.6	79.6
媛〈	新	居 浜	835	735	88.0	88.6	5,914	3,961	67.0	68.9
県	伊哥	予西条	755	695	92.1	92.2	5,122	3,761	73.4	73.7
	大	洲	498	473	95.0	96.7	3,168	2,466	77.8	79.3
	伊吾	予三島	901	828	91.9	93.7	4,554	3,264	71.7	75.3
١ ١		計	12,145	10,921	89.9	90.5	68,763	49,420	71.9	73.5
	高	知	4,144	3,590	86.6	86.4	18,108	12,425	68.6	69.3
	安	芸	423	392	92.7	94.7	3,005	2,229	74.2	74.8
高	南	国	1,067	950	89.0	88.6	5,731	3,785	66.0	68.0
知〈	須	崎	612	549	89.7	90.2	3,598	2,440	67.8	71.0
県	中	村	676	610	90.2	91.7	4,036	2,724	67.5	69.4
	伊	野	667	596	89.4	89.3	3,913	2,635	67.3	71.0
\		計	7,589	6,687	88.1	88.2	38,391	26,238	68.3	69.9
全	管	計	36,542	32,861	89.9	90.2	197,432	139,686	70.8	72.8

## 18-9 税 理 士

#### (1) 税理士試験の受験・合格者数

区分	受 験 者 数	合格 者 数	一部科目合格者数
			人
第 50 回 (平成12年)	1,093	11	117
第 51 回 ( 13 )	1,108	7	138
第 52 回 ( 14 )	1,158	17	169
第 53 回 ( 15 )	1,231	26	177
第 54 回 ( 16 )	1,279	28	194

資料: 人事課調

#### (2) 税務署別の通知弁護士

(2) 移	銃署別σ	)	平護士
区	5	}	通知弁護士
徳島	(	島門南島町田 松亀	人 1 - - - - <b>1</b> 2
香川	坂 観 音	出 寺	- -
県	長 土 <b>計</b>	尾庄	_ _ 3
爱 媛 県	(	洲	5      5
高知	高安南須中伊管	知芸国崎村野	1 - - - - 1 10

資料: 税理士監理官調

調査時点: 平成17年3月31日現在

用語の説明: **通知弁護士**とは、税理士法51条により、 税理士業務を行おうとする地域を管轄する 国税局長に対し税理士業務を行うことを通知 した弁護士をいう。 (3) 税務署別登録税理士数、税理士法人数

(3) 祝務者別登録柷埋士数、柷埋士法人数										
区 分		税理士数	税理士法人数							
		人	人							
(徳	島	187	7							
徳鳴	門	35	2							
[24]	南	26	_							
島〈川	島	19	_							
	町	16	_							
池	田	11	_							
計		294	9							
(高	松	294	5							
香 丸	亀	85	1							
坂	出	51	_							
川く観音	寺	50	_							
長   県   土	尾	29	_							
-	庄	12	2							
計		521	8							
(松	Щ	279	8							
今	治	57	_							
室 宇 和	島	34	_							
八幡	浜	29	1							
媛〈新居	浜	35	_							
│		39	_							
	洲	9	_							
伊予三	島	28	_							
<u> </u>		510	9							
一高	知	145	_							
高一安	芸	10	_							
	国	12	_							
1	崎	5	_							
	村	14	_							
I <sup>#</sup>	野	13	_							
計		199	_							
全管計		1,524	26							

資料: 税理士監理官調

調査時点: 平成17年3月31日現在

# 18-10 平成10年以後、当分の間停止された税目の累年比較

#### 地価税の課税状況

E A	個		人	人法		人合		計		
区分	件 数	課税価格	税 額	件 数	課税価格	税 額	件 数	課税価格	税 額	
	件	百万円	千円	件	百万円	千円	件	百万円	千円	
平成4年分	40	105,547	85,782	409	1,986,212	2,411,452	449	2,091,759	2,497,234	
5	38	93,492	101,499	396	1,860,748	3,343,147	434	1,954,240	3,444,646	
6	36	86,574	89,361	395	1,858,396	3,259,571	431	1,944,970	3,348,932	
7	29	69,665	70,121	385	1,775,733	3,050,196	414	1,845,398	3,120,317	
8	20	48,866	25,134	381	1,713,450	1,440,533	401	1,762,316	1,465,667	
9	17	41,984	21,564	375	1,615,528	1,350,390	392	1,657,512	1,371,954	

<sup>(</sup>注)1 件数は、実件数を示す。

#### (前年以前分の課税状況)

(1111-5011) (1111)										
区分	個		人	法	;	人	人 合		計	
区分	件 数	課税価格	税額	件 数	課税価格	税額	件 数	課税価格	税額	
	件	百万円	千円	件	百万円	千円	件	百万円	千円	
平成10年分	_	_	_	_	4,235	14,767	_	4,235	14,767	
11	_	_	_	_	_	_	_	_	_	
12	_	_	_	_	_	_	_	_	_	
13	_	_	_	_	_	_	_	_	_	
14	_	_	_	_	_	_	_	_	_	
15	_	_	_	_	_	_	_	_	_	
16	_	_	_	_	_	_	_	_	_	

<sup>(</sup>注) 平成9年以前分について、調査年分の7月1日から翌年6月30日までの間の申告又は処理による課税事績を示したものである。

<sup>2</sup> 各年分について、翌年6月30日までの間の申告又は処理による課税事績を示したものである。